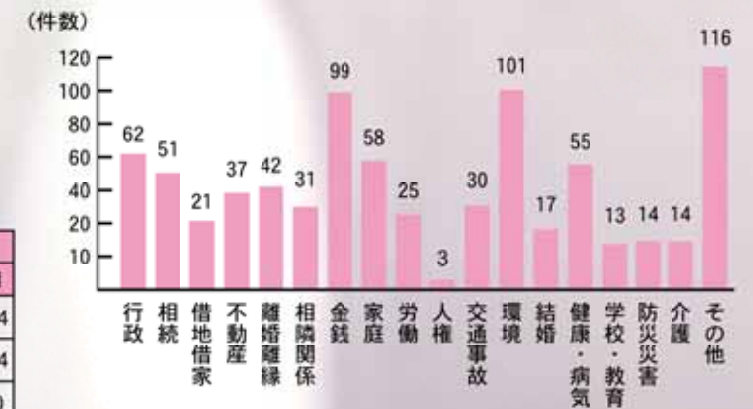


あなたの悩みをご相談 ください ☎23-0088

牧之原市市民相談センター // 2年間の相談内容と件数

市が市民相談センターを開設し、2年が経過しました。センターでは、専門の相談員2人を配置し、月曜日から金曜日までの週5日、消費生活相談とさまざまな一般相談を受け付けています。

一般相談 相談内容別件数（2年間）



消費生活相談 相談内容別件数（2年間）



開設後2年間の内容別相談件数

各種相談	件数	相談方法				相談者の居住地区			
		電話	来訪	出張	文書	市内	県内	県外	不明
一般相談	789	440	337	11	1	655	34	6	94
消費生活相談	721	308	365	48	0	615	48	4	54
法律相談	345	0	345	0	0	320	25	0	0
心配ごと相談	94	0	94	0	0	81	12	1	0
税の無料相談	40	1	39	0	0	35	2	0	3
交通事故相談	20	0	20	0	0	16	4	0	0
その他	30	0	30	0	0	26	3	0	1
合計	2,039	749	1,230	59	1	1,748	128	11	152
1日当たり	4.2	1.5	2.6	0.1	≈0	3.6	0.3	0.02	0.3

同一相談者が同じ内容で複数回、相談した場合は延べ人数として参入
*≈0 … 0に近い値

過去にこのような相談がありました

相談①（消費生活相談） エステティックサービス

インターネットで、エステの無料体験ができる広告を見つけた。試しに体験してみた。エステ後、店員からいろいろなエステのコースを説明され、契約を迫られて契約してしまった。サロンに行くたびに別のコースを勧められ、断れずに契約をしてしまう。軽い気持ちでエステに行ったらが次々と契約をさせられ、高額な契約となり支払いが大変なため、解約したい。

相談員からのアドバイス

エステの場合、契約書面の交付後8日間はクーリング・オフにより無条件で解約できます。また、その期間を過ぎても中途解約が可能です。ただし、すでにサービスを受けた分の金額は支払う必要があります。契約をする場合に、本当に必要なかどうかよく考えた上でするようにしましょう。

相談②（消費生活相談） 投資マンシヨンの勧誘電話

知らない業者から投資目的でマンシヨンを購入しないかと職場に電話がかかってきた。興味もないので、初めは断り続けていたが、最近1日に何回も電話がくる。必要ないと断っても業者は電話を切らず、購入について説明を始める。会社名や連絡先を問いつめても、教えてくれない。ある日、電話で業者から会社に押しかけるなどと脅かされ、不安になってしまった。

相談員からのアドバイス

マンシヨン販売の勧誘については、悪質な勧誘での被害に遭わないために、法律で再勧誘・脅迫行為の禁止など、禁止事項が定められています。必要がなければ、はっきりと「必要がないので電話を切ります」と言って受話器を静かに置き、脅かされた場合は、電話の録音やメモなどを取り、警察に相談してください。

相談③（一般相談） 遺産相続でもめないために

私には子どもが3人おり、妻はすでに亡くなっている。数年前に定年を迎え、財産分けて子どもたちが争いにならないように、相続について事前にしっかりと決めておきたい。時折、テレビ番組で相続に関する話題が放送され、遺言書について取り上げられているが、後々のことも考えて、遺言書を作成しておくことは有効なのか知りたい。

相談員からのアドバイス

相続時に争いになることが心配であれば、相続人と遺産分割について話をしておくことや、遺言書を作成しておくことも一つの方法です。ただし、遺言にはさまざまな方式があり、効力も状況などにより異なる場合もあることから、「法律相談」を利用するなど、弁護士や司法書士にアドバイスを受けましょう。

相談員から悩むあなたへ…

商品などを購入しても、契約がまだ成立していない場合もありますので独りで悩まず相談してください。また、一般相談もお待ちしています。



利用方法はこちら

相談日時 月曜日～金曜日
午前9時～午後4時

場所 市民相談センター
榛原庁舎北側就業改善センター2階

相談内容 消費生活相談、一般相談
*場所や相談内容の詳細は、本紙17ページの「困りごと・悩みごと相談」を参照ください。

相談方法 電話、直接訪問など
*交通手段がないなどの理由により当センターに来ることができない場合は、自宅へのお出張相談を実施しています。

問い合わせ 市民相談センター 横山 ☎23-0088